

地方独立行政法人市立大津市民病院契約規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人市立大津市民病院会計規程に基づき、地方独立行政法人市立大津市民病院(以下「法人」という。)が締結する契約に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約の方法)

第 2 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとする。

(契約の期間)

第 3 条 契約の期間は、1 年以内の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、その契約の性格上、複数年度にまたがった契約期間とすることが適当なものについては、複数年の契約とすることができる。

(競争入札の参加者の資格)

第 4 条 理事長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者(以下「契約責任者」という。)は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 法人が行う競争入札に参加できる者は、別に定めがある場合を除き、それぞれ発注又は契約を締結しようとする年度において大津市の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。

3 契約責任者は、大津市建設工事等及び物品供給等指名停止基準に基づく指名停止がなされている者を、当該指名停止等の期間、競争入札に参加させないことができる。

4 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 監督又は検査の実施に当たり法人の職員(法人の委任を受けた者を含む。)の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
(一般競争入札)

第5条 契約責任者は、一般競争入札に当たっては、当該入札に関する公告をし、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、予定価格の制限の範囲内で最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。

2 契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造、販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模、状況等を要件とする資格を定めることができる。

3 契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

4 契約責任者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、入札に参加しようとする者の申請を待つて、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

(一般競争入札の公告)

第6条 一般競争入札の公告は、入札期日の前日から起算して10日前(急を要する場合は、短縮できる。)までに、法人の掲示場への掲示により、次の事項についてしなければならない。

- (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格
 - (3) 契約条項を閲覧する場所
 - (4) 入札の場所及び日時
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) 入札無効に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が必要と認める事項
- 2 第15条に規定する総合評価一般競争入札に付そうとするときは、第1項の規定による公告を、同項の規定にかかわらず、その入札期日の前日から起算して30日前(急を要する場合は、10日前)までに、法人の掲示場へ掲示しなければならない。この場合において、当該公告には、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても記載しなければならない。